



鳥取県公報

平成16年 8月13日(金)
第 7 6 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (571) (健康対策課)	1
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (572) (経営支援課)	1
	土地改良事業の同意 (573) (耕地課)	2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (574) (会計管理室)	2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任の一部改正 (575) (")	2
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	3

告 示

鳥取県告示第571号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所在地	指定年月日
林本通薬局	鳥取市末広温泉町126	平成16年 7月14日

鳥取県告示第572号

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
鳥取いなば農業協同組合
鳥取市行徳一丁目103
- 2 変更承認年月日
平成16年 8月13日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

鳥取県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業八ノ尾澤地区区画整理）について、平成16年8月9日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成16年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第574号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりその効力を有することとされる同法律による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条に基づく貸付金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県商工労働部

参 事 足立 隆司

鳥取県商工労働部経済政策課

金融係長 谷本 泰俊

3 委任期間

平成16年 8月16日から平成17年 3月31日まで

鳥取県告示第575号

平成16年鳥取県告示第281号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正する。

平成16年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄 に掲げる出納員に委任させる。	1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄 に掲げる出納員に委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員	委任させた事務	委任を受けた出納員
略	略	略	略
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりその効力を有することとされる同法律による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条に基づく貸付金の収納事務	略	鳥取県中小企業設備資金貸付規則（昭和39年鳥取県規則第55号）第3条に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条に基づく貸付金の収納事務	略
2 略		2 略	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年 8月13日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のアに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者

初心者講習	平成16年 9月 6日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁本庁舎地階第5会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
経験者講習	平成16年 9月17日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑